

日本労働組合同盟

東京労働組合現業員會
議 村 策 本 部

(神戶区岩井町十五番地)
(其年月五号他日各)

日本労働組合同盟東京地味聯合會
関東合同労働組合、日本紡織労働組合、
関東皮技工組合、関東倉庫産業労働組合、
日本運輸労働組合、関東製糖従業員會
東京水場労働組合。

應 援 團 体

別 記 (四)

社 告

廣合社ノ乗合自動車ハ世ノ事業ト異リ市民一般ノ交通機關ニシテ公益事業ナリ
故ニ廣合社ノ事業ニ従事スルモノハ其ノ觉悟ヲ以テ市民ノ爲ニ便宜ヲ計リ凡ハ
カニ不^レ然^レニ^レ近^レ時從業員中ニ急務ヲ爲スモノアリ運輸自動車數^レ減少シ市民ニ
迷惑ヲアクルハ甚^ク不^レ都合ノ至^リナリ故テハ廣合社ノ運輸自動車ハ昭和十九日早朝
ヨリ必^ズ平常ノ通り勉勵乗車スベシ若シ引續キ急務カマシキ行爲アルモノハ調

査ノ上折然^レ解雇処分ヲ行フハキニツキ人心得違ヒナキ標致ニ度比級戒告致シ候

昭和四年九月十八日

社 長

別 記 (五)

乘達才二一九號

乗務員ニシテ服務中業務上正當ノ理由ナク業務セサルトキハ九ノ割合ヲ以テ
本給ヲ減額ス

(一) 運轉手

乗務員三十五名ニ達セサルトキハ其ノ不足額一噸ニ付十四錢ノ
割合ヲ以テ本給ヨリ減額ス

(二) 車庫

乗務セサル時同一時間ニ付テ本給ノ十分ノ一ノ割合ヲ以テ本給
ヲ減額ス

乗合自動車課長

以上

別 記 (六)

決 議 文

日本大衆党

東京府支部聯合會
常任執行委員會